

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

② 評価調査者研修修了番号

平成 18 第 7 号、平成 17 第 20 号、S2021087、SK2021233

③ 施設の情報

名称：山口育児院	種別：児童養護施設	
代表者氏名：岡崎 克徳	定員（利用人数）： 30名（24名）	
所在地：山口市水の上町5番27号		
TEL：083-922-1027	ホームページ：http://y-ikuji.sakura.ne.jp	
【施設の概要】		
開設年月日 明治37年3月15日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 山口育児院		
職員数	常勤職員： 24名	非常勤職員 8名
有資格 職員数	社会福祉士 3名	
	認定心理士 2名	
	精神保健福祉士 1名	
施設・設備 の概要	（居室数） 9室	（設備等）

④ 理念・基本方針

笑・和・輪

社会的養護を必要とするすべての子どもの生命と人権を守り、安全で安心な居場所づくりに努める。

寛容な心で、子どもの最善の利益を創出する。

地域の福祉のニーズに沿った公益的な事業の積極的な展開。

家庭福祉の推進と支援を図る。

人材育成と研修を推進する。

⑤ 施設の特徴的な取組

経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す。

地域社会との共生。

施設の透明性を高め、施設機能化を実践する。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年4月27日（契約日）～ 令和5年1月18日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	平成30年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・施設長がしっかりとリーダーシップをとり、子どもの養育・支援に対する具体的な考え方や基本姿勢が、職員に浸透している様子です。
- ・人材確保については、多角的な改善策を講じることにより、課題が解決されつつあります。
- ・さらに人材定着については、誕生日を特別休暇にするなど、働きやすい環境づくりに努められています。
- ・コロナ禍で制限のある中、地域との連携についてはできる限りの努力を重ねておられます。
- ・子どもの養育・支援に関して、前回までの課題が改善されています。

◇改善を求められる点

- ・中長期の収支計画の策定が急がれます。
- ・人事基準が明確に定められ、職員に周知されることが望まれます。
- ・職員の教育・研修システムやOJTの体制構築が期待されます。
- ・実習指導者への研修受講等を促し、専門職種の特性に配慮した実習プログラムの作成が望まれます。
- ・各種会議の記録、特に管理運営会議等の意思決定プロセスの記録の整備が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回受審して改善を求められる点については早急に取り組みをして改善して小規模化、多機能化等地域に根ざした児童養護施設を目指していきたい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・理念、基本方針が明文化され、施設内に掲示するとともにホームページやパンフレットに記載し周知に努められています。・会議や研修により職員への周知と理解の促進に取り組まれています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・関係機関から発出される情報を的確に把握、分析され、県の社会的養育推進計画にも沿った形で適切に施設経営の維持や改善にあたられています。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・経営課題を明確にして、小規模化（グループホーム設置）や職員採用など、具体的な取組を進められています。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> ・中・長期計画を策定され小規模化、人材育成など具体的な方針を明文化されています。 ・中長期の収支計画の策定が急がれます。		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> ・中・長期計画の内容が反映された単年度の具体的な事業計画が作成されています。 ・中長期の収支計画を踏まえた単年度の収支予算の策定が急がれます。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> ・事業計画は職員会議で周知徹底し、進捗状況をチェック表で確認されています。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> ・事業計画をホームページに掲載されるとともに、子どもと保護者には入所時に渡し、資料に基づきわかりやすく説明されています。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> ・職員会議、処遇会議において、日々の養育の状況、評価、見直しなどについて検討され養育・支援の質の向上に努められています。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> ・職員会議で共有した課題は管理運営会議で検討され、改善の取り組みが計画的に行われています。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> ・管理規程や職務分掌に明記され、ホームページや広報誌でも職責を表明されています。		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ・各種研修に参加するとともに、関係法令等を職員会議等により周知されています。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> ・明確な方針の表明や具体的な指導により、強いリーダーシップを発揮されています。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> ・公認会計士や社会保険労務士と連携し、経営改善などに取り組んでおられます。		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント> ・中・長期計画に人材育成計画を盛り込まれ、就職説明会の開催や養成校との連携など、具体的な人材確保に取り組まれています。資格手当の創設など、人材定着にも努力されています。		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<コメント> ・人事基準が明確に定められた規程の整備や、職員の意向、意見がさらに反映された人事管理の仕組みづくりが期待されます。		
Ⅱ－２－（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長による定期的な面談の実施や、誕生日を特別休暇にするなど、働きやすい職場づくりに努められています。 		
<p>Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長との個別面談などにより、職員一人ひとりの目標を明確にした育成に取り組まれています。 		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として外部研修については計画的に参加しています。内部研修の計画や定期的な評価見直しなど、体系的な内容とされるよう期待します。 		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加など研修機会の確保に配慮されています。研修成果の共有や内部研修（OJT）の強化などにより、更なる組織力の向上が期待されます。 		
<p>Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成校と連携して積極的に取り組まれています。実習指導者への研修受講等を促し、専門職種の特性に配慮した実習プログラムの作成が望まれます。 		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報誌などを通じて積極的に情報公開が行われています。 		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程や職務分掌の整備、内部監査、会計士による監査支援などの取り組みが行われています。 		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ・地域とコミュニケーションをとるための体制は整備されています。評価期間中は新型コロナウイルス感染対策のために取り組みが休止されていました。		
24	II—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> ・ボランティア受け入れマニュアルを整備され、積極的に取り組まれています。		
II—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> ・要保護児童対策地域協議会への参加など、地域の関係機関としっかり連携されています。		
II—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> ・地域の各種会合への参加などにより地域の福祉ニーズを把握するとともに、地域住民の施設への理解が深まるよう取り組まれています。		
27	II—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> ・地域交流スペースの地域への開放をはじめ、里親研修、ショートステイ事業などの事業活動が行われています。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ・理念と基本方針に明示され、職員への周知が図られています。 ・安全委員会による毎月の聴き取りにより定期的な状況の把握を行い、処遇会議や職員会議で対応されています。		

29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシー保護規程を整備され、職員への周知が図られています。 ・ 所有物の管理や入浴時のプライバシー保護に配慮されています。 		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットやホームページを定期的に見直すなど、必要な情報がよりわかりやすく提供できるよう努力されています。 		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時のインテーク資料に沿って丁寧に説明することにより同意を得ておられます。 		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と適切に連携して養育・支援の継続性に配慮されています。 ・「育児院を巣立っていくあなたへ」を作成され、子どもや保護者に説明されています。 		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活の中で、職員が子どもの思いを聴き取るとともに、毎月の安全委員会による面談機会やいごこち調査を通して、子どもの満足の向上に努めておられます。 		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の体制が整備され、意見箱の設置や説明文掲示により適切に対応されています。 		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱をはじめ、相談しやすい場所としてカウンセリングルーム等を活用されています。 		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置や個人面談などにより、子どもからの相談、意見に対し組織的かつ迅速に対応されています。 		
<p>Ⅲ—1—（5）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—（5）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントについては管理運営会議で適切に対応されています。 ・令和4年度からヒヤリハット報告への対応要領を作成され、取り組みを進められています。 		
38	<p>Ⅲ—1—（5）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルを整備され、研修も適宜実施されています。 ・新型コロナウイルス感染症対策も組織的に適切に実施されています。 		
39	<p>Ⅲ—1—（5）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアルを作成し災害時対応体制を整えるとともに、避難訓練の実施や災害時の備蓄についても配慮されています。 		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な実施方法が文書化され、それに基づいて養育、支援が適切に実施されています。 ・処遇会議において実施状況を確認し、目標にとらわれない支援に努められています。 		
41	<p>Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇会議で定期的に見直され、見直しにあたっては子どもや職員の意見を反映させるよう取組まれています。 		
<p>Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p>		

<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所としっかり話し合っアセスメントが実施され、自立支援計画作成マニュアルに沿って自立支援計画を作成されています。 ・支援困難なケースについては関係機関とも連携して対応されています。 		
43	Ⅲ－２－（２）－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	○ a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、自立支援計画の振り返りを行い、それをもとに年度末に評価見直しを実施されています。 		
Ⅲ－２－（３） 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ－２－（３）－① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	○ a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース記録はシステム化され、朝礼、処遇会議で職員間に共有されています。 		
45	Ⅲ－２－（３）－② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	○ a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規程を定め、施設長が責任者として管理されています。 ・職員への教育や研修、子どもや保護者への説明も適切に実施されています。 		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	○a・b・c
<p><コメント></p> <p>規程、マニュアル等は整備され、倫理綱領の周知や改善の検討が職員会議でなされています。</p> <p>意見箱も設置されており、意見や要望に対しては丁寧に回答をされています。意見箱の設置が2階男子居室前の1か所のみであったので、さらに多くの意見や要望を引き出しやすくするために、設置箇所を増やすことも検討の余地があるものと思われます。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	○a・b・c
<p><コメント></p> <p>「権利ノート」を活用され、個別の面接等の場面で正しい理解を促すよう取り組まれています。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	○a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりのアルバムはパソコン内に管理されており担当職員により整理されています。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	○a・b・c
<p><コメント></p> <p>就業規程に体罰等不適切な行為の禁止が明文化されており、就業規程を職員に配布することでその周知がなされています。毎月実施されている安全委員会での子どもからの聞き取りにおいて、職員からの不適切なかかわりについても聞き取っておられます。</p>		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	○a・b・c
<p><コメント></p>		

担当職員と家庭支援専門相談員が、子どもの意向を確認したり保護者や児童相談所との連携により、退所に向けての支援がなされています。また、退所後6か月～2年程度フォローアップをされておられます。		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>親子訓練室を活用して退所に向けた生活スキルを身に着ける機会を設けたり、職員が付き添って諸手続きを体験できる機会を作られたりされています。退所後6か月～2年程度フォローアップをされておられますが、子どもからの電話での相談や来所によるものであるため、体系的にフォローアップがなされる工夫が課題と思われれます。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>夜、個別面談をする時間を意図的に設けられるなど、良好な信頼関係を構築し子どもを理解し受容的、支持的に寄り添っておられました。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>担当職員や個別対応職員が良好な信頼関係を構築しておられました。職員は一定の裁量権を有して柔軟に対応されています。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>余暇の過ごし方等子ども自身が選択できるよう自主性を尊重しながら支援されており、適切なアドバイスや子どもたちからの要望も前向きに検討されています。要望に応えることが困難な場合も十分な説明がなされているようです。子どもたちが自主的に話し合い、組織として意見を上げられる場を設ける等が今後の課題としてあげられます。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>幼児支援を保育士が個別に対応するなど、発達や年齢に合わせてきめ細かく支援されています。遊具や娯楽室等遊びを選択できるよう環境が整備されています。</p>		

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>アルバイトの推奨、高校生はルールにのっとりスマートフォン所持ができ、使い方の指導や相談を職員が行うなど、生活の中で社会常識や規範が身に付くよう支援されています。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルス感染防止により食堂はパーテーションやアクリル板で仕切られていましたが、子ども一人ひとりの食事の目標が張り出してあり、少しでも以前と変わらない雰囲気です。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが選択や管理できるよう配慮して支援されています。高学年の子どもは自ら洗濯をし、洗剤や柔軟剤も自分の好むものを使用できたりしています。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>カーテンやロッカー等で仕切るなどプライベート空間の確保はなされています。子ども一人ひとりが居心地よいように決められた空間のレイアウトをすることも可能です。ベランダや廊下、その他のパブリックスペースのさらなる環境美化にも留意されることを期待します。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>看護師と担当職員が連携してきめ細かく健康管理を行っておられます。日常生活の状況報告が必要な受診には担当職員が付き添う等の配慮もなされています。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		

A⑯	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的に担当職員が看護師と連携しながら個別に実施されています。また、職員が性教育について学ぶ機会を設けておられます。今後はその学びが、子どもの年齢、発達状況に応じた性教育のカリキュラムの作成や活用など、組織的に活かされることを期待します。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>安全委員会にて毎月子どもへの聴き取りをされ、暴力等の行動上の問題に対する予防、対策、対応について協議し適切に対応されています。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所、学校、施設が連携した安全委員会方式を導入され、暴力等の行動上の問題に対する予防、対策、対応についての協議を行い、また毎月子どもへの聴き取りにより適切な対応がなされています。コロナ禍で会議が開催できない際には書面で情報共有がされるなど継続的に実施されています。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>セラピストが自立支援計画に基づいた心理的支援を実施されています。担当職員とも連携し、研修、助言、職員のカウンセリング等のフォローもなされています。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍で現在は受け入れておられませんが、大学生の学習ボランティアを積極的に受け入れ、学習支援をされています。担当職員が夜の個別面談時間を利用して普通運転免許取得のための学習支援をされているなど、子どもの個々のニーズに合わせてきめ細かく実施されています。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常の場面や夜の個別面談等に相談に乗りながら、自己決定を尊重し進路を一緒に考えておられます。職員が役割分担し、関係機関と連携しながら情報共有、情報提供し、支援で</p>		

きる体制が整っています。		
A⑳	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>高校生については校則に則りアルバイトを推奨され、日常的にサポート、フォローがなされています。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が児童相談所と密に連携をとりながら家庭環境調整を行っておられます。個別の自立支援計画策定にも積極的に参画し、状況を把握しながら調整が行われています。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉒	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心に家族療法事業へ積極的に取り組んでおられます。</p>		